

新規事業開発のための相談窓口 利用規約

相談方法について

相談はオンライン（ZOOM）での実施となります。有線 LAN、無線 LAN などの安定したインターネット環境下で、それらに接続できる PC またはモバイルデバイス（スマホ、タブレット）をご準備の上ご参加ください。

Zoom の基本的な使用方法

Zoom ヘルプセンター <https://support.zoom.us/hc/ja> で各自ご確認願います。

相談日時の調整

お申込後、事務局がご登録のメールアドレスへ連絡いたします。

相談の日時については、事務局と調整いたしますので余裕をもってお申込願います。

相談時間

相談の時間は通常 30 分から最長 1 時間までといたします。

相談を行うメンターについて

相談申込にあたっては専門家を指名できるシステムとなっておりますが、内容を確認するために新規事業開発のための相談窓口運営事務局（以下「事務局」）の担当者が最初に面談を行う場合がございます。

また内容によってはメンターとの相談をお断りさせていただく場合がございます。

相談のレコーディング

相談は Zoom のレコーディング機能を使って録画（録音）させていただきます。

相談内容の確認や報告書の作成等、内部でのみ使用しますのでご了承ください。

代理、代行相談の禁止

相談申込並びに相談は、新規事業開発に課題を抱えている方ご本人限定です（関係者の同席は可）。代理、代行での面談申込は受付できません。

資料等の事前提出の依頼

相談をスムーズに行うために、新規事業の内容について資料提出のお願いをする場合がございます。可能な限りご協力下さいますようお願いいたします。

相談者によるキャンセル

やむを得ない理由で相談をキャンセルされる場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。なお、これをお守りいただけない場合は、当サービスのご利用を停止させていただく場合がございます。

相談の日時又はメンターの交代

既に相談日時が確定しているにもかかわらず、相談予定のメンターのやむを得ない事情により相談を受

けることができなくなった場合、相談をお申しいただいたご本人に確認のうえ、日時の変更や代わりのメンターが相談をさせていただく場合があります。

複数相談の禁止

同一の内容の相談で、一度に複数のメンターに対して相談申しいただいた場合は1件のみを受付とさせていただきます、それ以外の相談申込は受付できませんので、予めご了承ください。また、既に回答済みの相談と同一内容の質問について、メンターを変更しての申込は原則受付できません。

相談回数

同一案件の新規事業について相談回数は3回までとさせていただきます。(但し、事務局より相談打診があった場合はこの限りではありません)

事務局の参加

相談には事務局が参加いたします。

メンターとの直接的な連絡について

相談時間以外でメンターに直接連絡することはお控え下さい。

個人情報保護方針

公益財団法人大阪産業局の個人情報保護方針をご確認下さい。

<https://www.sansokan.jp/privacy/kojinjoho.html>

その他

その他、事務局やメンターの判断により、相談を受付できない場合もありますので、予めご了承ください。

付則

この規約は2023年6月1日から施行する。